

～令和3年12月静岡県議会定例会における質問～

質問者：土屋 源由 議員 質問日：令和3年12月9日（木）【4番目】

項目	1 伊豆の道路環境について (1) 伊豆中央道と修善寺道路のETCXの利活用
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	<p>7月1日、伊豆中央道・修善寺道路でETCXの利用開始がされたが、利用者がETCXのレーンが通過できず、なぜ通行できないのかと徴収員に言っている姿を見た。また、私自身が所持しているクレジットカードが対応していないなど、不備や要望への即座に対応することが、料金所を通行する全ての方の円滑な利用を確保する上で必要である。</p> <p>両道路は令和5年10月の料金徴収期限まで2年を切っているが、県として、ETCXの利活用について、利用者の意向等を調査して、今後どのような取組を考えているのか、また、このシステムをどの様に活かしていくのか伺う。</p>

＜答弁内容＞

県道路公社では、本年7月に全国で初めてこのシステムを両道路に導入したところであり、導入時に1,000件程度であった会員登録数は着実に増加し、現在1万件を超えております。

道路公社が10月に実施したETCX会員へのアンケート調査では、非接触で支払ができることや、小銭が不要であることなどにメリットを感じる一方で、料金所のETCXレーンが現金收受との混在運用のため、通過時間が従前と変わらない、レーンや停止位置への案内が分かりにくいなどの意見を頂いております。

このため、料金所の円滑な運用に向けて、伊豆中央道の料金所にETCX専用レーンを設け、12月1日から本格運用を開始したところであります。今後は、運用の状況を分析し、専用レーンへの誘導方法の改善を図るなど、更なるサービスの向上に努めてまいります。

県といたしましては、ETCXの認知度向上と利用促進に向け、道路公社と連携し、ウェブでの案内やテレビCM、新聞広告などによる広報に取り組み、道路利用者の利便性向上に努めてまいります。

項目	1 伊豆の道路環境について (2) 有料道路の無料化と伊豆地域の道路整備
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	<p>伊豆中央道・修善寺道路へのコロナウイルス感染症の交通量の影響等がある中、再度、明確な料金所の撤去・無料化の見込みについて伺う。</p> <p>また、観光が基幹産業である伊豆地域に必要とされる、新しい有料道路の整備を検討することはできないのか伺う。</p>

<答弁内容>

有料道路事業では、建設費や維持管理費などから利用料金と料金を徴収する期間を定めており、料金収入により償還が完了した時点、あるいは、期間内に償還が完了しない場合であっても料金徴収期限に達した時点のいずれかで無料開放することとなります。

伊豆中央道と修善寺道路の料金徴収期限は、合併採算制導入時に令和5年11月12日としておりましたが、江間交差点の立体化の完成を予定より前倒ししたことにより、料金徴収期限を見直した結果、現在は令和5年10月2日としております。

また、伊豆地域における新たな有料道路の整備についてであります。有料道路事業は、事業者が民間金融機関等から一括して資金を調達し、整備を進めることで、短期間での建設・供用が可能となる優れた手法であります。特に、大規模な道路の整備におきましては、選択肢の一つとなりますが、導入に当たっては、建設と維持管理にかかる費用や供用後に見込まれる交通量等を踏まえ、採算性を慎重に判断していく必要があります。

このことから、伊豆地域の道路整備におきましても、整備の優先度や、費用対効果、採算性などの総合的な観点から、有料道路事業の可能性を検討してまいります。

項目	1 伊豆の道路環境について (2) 有料道路の無料化と伊豆地域の道路整備【再質問】
答弁者	交通基盤部長
質問要旨	令和5年10月2日で40日早くなったことは良かった。 有料道路の説明の中で、総合的に採算性を考えて造るという話があったが、先程、はまゆう大橋がどういう状態であったか、説明をした。年間で5千万円程度しか売り上げがないのに、償還が1億7千万円あり、維持管理費や人件費も考えると、その道路だけで償還できるお金はない。そのことは承知だと思うが、採算性という話ではなく、必要だから造ったと、言い切ってもらおうほうが私たちとしては納得がいく。それについては、どのように考えたらいいいのか、考え方について教えていただきたい。

<答弁内容>

有料道路の導入に関して、採算性という答弁を申し上げましたが、その考え方につきまして、先程、申し上げましたように、やはり議員ご指摘のように、優先度、必要性については重要なことであると思っておりますが、やはり事業を継続していく上で、採算性を無視できないということでもありますので、総合的にそれらを踏まえて考えていくべきものと思っております。

項目	2 ユニバーサルデザインの推進について (1) ユニバーサルデザインの考え方と取組
答弁者	出野副知事

質問要旨	<p>県の新ビジョン後期アクションプラン案に、基本理念として「静岡県をSDG sのモデル県に」とあり、全ての県民のため、障害、性別、年齢、国籍などの多様性を認め合い、誰一人取り残さない包摂性のある社会を実現していくとしている。まさにユニバーサルデザインの概念と共通する部分が多い。</p> <p>県では、UDについて20年以上前から取り組んでいる。当時に比べるとハード面などでの進歩は随分進んでいるが、アピールが下手だと感じている。現在の計画では、くらし・環境部だけで取り組んでいるように見えるが、全庁的に取り組むべき課題であり、事業は幅広いものになるはずだ。</p> <p>県のユニバーサルデザインの考え方、取り組みについて、具体的な説明を求める。</p>
------	---

＜答弁内容＞

平成11年度に本県が全国で初めて「全ての人のための」というユニバーサルデザインに全庁で取り組んで以来、22年が経過いたしました。この間、いわゆるバリアフリー法や障害者差別解消法などの法整備もあり、エレベーターや多機能トイレの設置、点字や手話通訳による情報提供など、ハード・ソフトの整備は進んでまいりました。本県が当時から継続する出前講座の受講者も4万人を超え、県民の皆様にもユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあるものと考えております。

そこで、現在策定中の、来年度から4年間を計画期間とする新たなユニバーサルデザイン推進計画におきましては、ユニバーサルデザインは特定の人だけではなく、自らを含む全ての県民一人ひとりのためのものであるという理念を一層普及するとともに、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のUD(ユージー)」を重点的に進めてまいります。

具体的な取組といたしましては、くらし・環境部では困っている人への実践的な対応を学ぶ講座を開催するほか、教育委員会では多様性への理解を深めるインクルーシブ教育の実施、健康福祉部では認知症サポーターの養成など、地域、学校、職場等において、県民一人ひとりの思いやりの心を醸成し、支え合いの行動を促進してまいります。

SDG sのモデル県を目指す本県といたしましては、各部局長を構成員とするユニバーサルデザイン推進本部を中心に、全庁一丸となってユニバーサルデザインを総合的かつ効果的に推進してまいります。

項目	2 ユニバーサルデザインの推進について (1) ユニバーサルデザインの考え方と取組【再質問】
答弁者	くらし・環境部長
質問要旨	先日、クレマチスの丘にあるヴァンジ彫刻庭園美術館を視察したが、小中学校や特別支援学校との連携事業の実施や、視覚障害者向けのアプリへの対応など、まさにユニバーサル・ミュージアムだと感じた。

	<p>県として、このような施設の支援を行いながら、好事例の一つとして、ユニバーサルデザインの考え方や取組をもっと情報発信していくべきだと考えるが、県の所見を伺う。</p>
--	---

＜答弁内容＞

ユニバーサルデザインの考え方や行動を県民の皆様にも更に広めていくためには、議員御指摘のとおり、好事例を上手にPRしていくことがとても大切だと考えています。

そのためにも、私どもくらし・環境部が旗振り役になりまして、庁内の各部局ですとか、民間企業、学校など様々な所から好事例を集め、それを広く発信し、取組を広めてまいりたいと考えております。そうすることが、好事例となった主体、例えば、先ほど議員から御紹介がありました美術館の取組などにつきましても、そうした施設の社会的な評価にもつながっていくものと考えております。

項目	<p>2 ユニバーサルデザインの推進について (2) 静岡県ゆずりあい駐車場制度の運用</p>
答弁者	健康福祉部長
質問要旨	<p>車いすマークの駐車場の適正利用を図るため、県が、平成25年2月より「静岡県ゆずりあい駐車場制度」として、車いす利用者等歩行が困難な方に「利用証」を交付する取組を始めたことを承知している。</p> <p>県は、利用証は駐車許可証ではなく、利用証がない場合でも車いすマークの駐車場を利用することがあると説明しているが、誰がどのような時に利用できるのか不明である。</p> <p>先日、歩く際に杖を使用する高齢者から、「障害者手帳を持っていないため、利用証の交付を受けることができなかった。利用証なしで車いすマークの駐車場に車を止めることは後ろめたい、どうしたらいいか。」と相談を受けた。</p> <p>ユニバーサルデザインの推進とは、困っている人達に対する対応策を考えることである。現在は、利用証のない人は、歩行が困難であっても、ゆずりあい駐車場に車を止めにくい制度となっている。この制度の必要性は理解するが、活用方法に疑問が残り納得できない。</p> <p>そこで、「静岡県ゆずりあい駐車場制度」の今後の運用方法について、県の所見を伺う。</p>

＜答弁内容＞

ユニバーサルデザインの推進についてのうち、静岡県ゆずりあい駐車場制度の運用についてお答えいたします。

県では、身体等に障害のある方や妊産婦など歩行が困難な方が優先的に利用できる、ゆずりあい駐車場制度を平成24年度に導入いたしました。必要とされる方に利用していただくという趣旨で、障害の等級や介護度などを基準に利用証を交付しておりま

すが、制度開始から8年余りが経過し、病気などで交付の基準に該当しない方から、利用証の交付を希望する意見が寄せられるようになっております。

そのため県では、現在、駐車場を管理している協力施設や市町に対して、ゆずりあい駐車場の利用実態や、見直しに関するアンケート調査を実施しております。また、国におきましても、令和4年度中に車いす利用者用駐車施設の適正利用に関する都道府県向けの指針を作成することとしております。今後、それらを踏まえ、有識者や障害者関係団体等からも御意見を伺い、歩行が困難な方が幅広く利用できるよう制度を見直してまいります。

また、企業等に対して改めてゆずりあい駐車場の設置を働き掛け、協力施設を増やすことで、誰もが安心して利用しやすい駐車場の環境づくりに取り組んでまいります。

<p>項目</p>	<p>2 ユニバーサルデザインの推進について (3) 静岡県総合健康センターの利活用</p>
<p>答弁者</p>	<p>健康福祉部長</p>
<p>質問要旨</p>	<p>県総合健康センターの今年度末での事業終了は、継続して健康づくりを希望する県民の声を聞くこともなく、感染症専門施設ありきで決めたように取られても仕方がない。</p> <p>一方、総合健康センターを感染症専門施設として利用するにしても、今までの健康増進の研修や相談の機能を維持しつつ、必要な部分をエリア分けすることで、十分に機能を発揮することが可能である。</p> <p>本施設は、体育館等の施設があり、改善の余地はあるが、一定のユニバーサルデザインで整備されており、県内にほとんどないパラスポーツの活動場所として、さらに障害者がスポーツをきっかけに交流できる施設としての役割も果たすことが出来ると思う。パラリンピックでの県内選手の活躍の記憶も新しいこの時機に、こうした取組を考える絶好の機会と捉え、一步を踏み出すのも必要ではないか。</p> <p>そこで、静岡県総合健康センターの「健康」の考え方を引き継ぎ、誰もが使いやすい施設としての新たな利活用について、県の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

静岡県総合健康センターにつきましては、健康づくりのための調査・研究・実践の役割が、静岡社会健康医学大学院大学などに引き継がれましたことから、今年度末で業務を終了することとしております。

同センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、現在、県の感染症への対応力を強化する施設として構想中の「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」の候補地として、検討しているところであります。この検討の中で、現在、体育館などを利用されている、三島市をはじめとする県民の皆様から頂いた御要望を踏まえ、平時における有効活用に当たって、現行の利用形態が継続できないか、管理方法も含め、検討してまいります。

また、検討に当たりましては、施設の立地条件が良いことや、体育館・ホールといった汎用性の高い施設もありますことから、パラスポーツなども含め、誰もが利用しやすい多目的な施設にできないかも考慮し、施設の有効な活用方法について検討を進めてまいります。

項目	3 次年度に向けた観光振興策について
答弁者	知事
質問要旨	<p>昨年来の新型コロナウイルス感染症も秋以降、急激に感染が落ち着いてきた。日々の感染者数や重症の入院者数の状況は、第6波の不安があっても、明るい兆しが見えてきていると感じる。</p> <p>しかし、この2年間で伊豆地域の観光に与えたダメージは計り知れない。国の支援策であったG o T oトラベルも再開することなく、唯一静岡県の支援策である「今こそ！しずおか！！元気旅！！！」が、感染状況の合間をぬって実施されたことで息をついている状況である。現在は、伊豆地域だけでなく県内全域で活発に利用されており、12月までで終了せず、年明けも継続してほしいとの要望を聞いている。</p> <p>また、国の「G o T oトラベル」も、年明け以降、再開するといった情報もあるが、これが終了した時には、その反動は今まで以上の落ち込みに繋がる。県の役割は、そうならないよう、ソフトランディング対策を講じ、まずは観光産業の回復を確実に成し遂げることだと考える。</p> <p>昨今の状況から、観光産業の危機的状況に繋ぎの事業として、クーポンや割引を行うことに異論はない。しかし、カンフル剤はあくまでも一時的なもので、これによって地域の観光が元に戻ることはない。やはり、従来からの地域に根ざした振興事業、観光事業者や地域住民、市町が連携して盛り上げていく堅実な事業展開もやっておく必要があると考える。</p> <p>そこで、次年度に向けた観光振興策について、県の所見を伺う。</p>

<答弁内容>

今年度上半期における本県の延べ宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年度の同時期と比べ、5割減の水準にとどまるなど、観光産業は、依然として、深刻な影響が続いております。

そのため、まずは、感染防止対策の徹底と観光需要喚起策の両輪によって、早期回復を図るとともに、中長期的な視点に立ち、旅行スタイルの一層の多様化など、旅行者の意識の変容を踏まえた新たな振興策を展開し、将来を見据えた持続的な観光産業の発展を目指してまいります。

10月から12月にかけて実施中の「今こそ！しずおか！！元気旅!!!」につきましては、申込開始から約1か月半の間に、延べ30万人を超える県民の皆様にご利用申込みを頂いたところであります。ワクチン・検査パッケージの活用など、感染防止対策を更に

徹底した上で、対象地域を隣接県へ拡大し、年明け以降も実施できるよう準備を進めております。

また、1月以降、国がG o T o トラベル事業を再開する予定と聞いておりますが、これら一連の需要喚起策終了後にも、県独自の観光促進事業が実施できるよう、併せて準備を進めてまいります。

一方、ポストコロナの新しい観光スタイルに対応していくため、中長期的な視点に立った施策も積極的に取り組んでまいります。

受入促進に向けた企業と地域とのマッチング支援や、SDG s の考え方を取り入れ、多彩で豊富な本県の食材を活かしたモデル事業の実施、大河ドラマの放映を契機とする歴史文化観光の展開など、自然や食文化、歴史をはじめとした本県特有の観光資源を最大限活用し、本物の感動体験を旅行者、来訪者に提供してまいります。

観光事業者に加え、農林漁業者、商工業者、地域住民の皆様などと一体となって、観光産業の早期回復に取り組むとともに、新たな時代に対応した観光需要を創出することで、観光事業者には、経済的な豊かさをもたらし、地域住民の皆様には地域への誇りや愛着を持っていただける持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

項目	4 大仁警察署の新築について
答弁者	警察本部長
質問要旨	<p>現大仁警察署は、昭和 51 年に建設された県内で最も古い警察署である上、市町村合併によって伊豆の国市が誕生したことに伴い、平成 18 年に旧伊豆長岡町と旧韮山町が管轄区域に加わって署員数も増え、老朽化・狭隘化が著しく、利用者にとっても利便性が良い状況とは言い難い状態でした。新庁舎の建設は、伊豆の国市、伊豆市の住民にとって待望の明るい話題であります。</p> <p>新庁舎の建設が現実味を帯びてくるにつれて、地元 住民の間で話題となっているのが、新警察署の名称です。合併に伴い現庁舎の所在地は「大仁町」から「伊豆の国市大仁」となり、当時も合併協議会において名称の議論があったことは承知しています。</p> <p>合併から十数年が経過し、伊豆の国市や伊豆市の名称も定着している今、両市の治安を守る拠点となる警察署には、地域にとっての安全・安心のシンボルとして相応しい名称にしてほしいと思いますし、地元住民の意向を反映する形で決定してほしいと願っています。</p> <p>また、新庁舎供用開始に際しては、折角、新しい警察署が完成するわけですから、これを機に、今まで以上に地域住民にとって親しみやすい警察署になることを期待しています。</p> <p>そこで、今後の新庁舎での供用開始に向けた具体的な建設スケジュール、新警察署の名称決定に関する具体的な決定方法、及び地域住民にとって親しみやすい警察署にするための考えについて伺います。</p>

＜答弁内容＞

新庁舎の供用開始に向けた具体的なスケジュールではありますが、大仁警察署の新庁舎は、移転先である伊豆の国市の旧大仁市民会館跡地において、本年9月末に土地造成工事が完了し、10月中旬より庁舎の建設工事を開始したところであります。

庁舎の建設は令和5年1月に完了し、その後、通信設備の工事や、庁用品の搬入等を経て、同年3月に業務開始を予定しております。

次に、新たな警察署の名称についてであります。警察署の名称につきましては、警察法及び警察法施行令で定める基準に従い、条例で定められております。

庁舎の移転に伴い、所在地が「伊豆の国市大仁」から「伊豆の国市三(み)福(ふく)」に変わることから、本年10月に、地域住民の代表である大仁警察署協議会に対し、名称変更の是非を含め、新しい警察署の名称について諮問を行い、検討いただいているところであります。

協議会の答申を受けまして、来年夏頃を目途に最終案を決定し、名称の変更を伴う場合には、県議会において条例案をお諮りしたいと考えております。

最後に、地域住民にとって親しみやすい警察署とするため、新庁舎の外観は、管内の「葦山反射炉」をイメージするとともに、1階ホールには、県産材を使用して明るく、暖かみのある空間とする予定です。また、来庁者の利便に配慮して来庁者用駐車場を拡充し、エレベーターを新たに設置するほか、現在は狭隘化のため利用できなくなっている道場を改めて整備する予定であります。県警察としましては、新たな警察署が地域住民の安心・安全の拠り所としてしっかりと役割を果たすことができるよう、地域住民の皆様の御意見を十分にお伺いしながら、整備を進めてまいりたいと考えております。